

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むとき、  
翌日)  
の翌日

## 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加藤 威

### ◇人委規則

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (〃)
- 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (〃)
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (〃)
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (〃)
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (〃)
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (〃)
- 職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 (〃)
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (〃)
- 職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則 (〃)

### 目次

### 鳥取県人事委員会規則第二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「総務課の企画係長及び指導主事、教職員課の管理主査、管理第一係長及び管理主事、指導課の指導主査、高校教育係長、心身障害児教育係長及び指導主事」を「高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事」に改め、同条第二項第二号中「総務課の指導主事、教職員課の管理主査、管理第二係長及び管理主事、指導課の指導主査、義務教育係長、心身障害児教育係長及び指導主事」を「小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、心身障害児教育係長、指導主事及び管理主事」に改める。

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 衛生研究所の所長、専門研究員、科長及び研究員

九 食品加工研究所の所長、専門研究員、科長及び研究員  
第三条第十号を削り、第十一号を第十号とし、同条に次の一号を加える。

十一 博物館の課長(学芸員の資格を有する者に限る。)、専門学芸員、課長補佐(学芸員の資格を有する者に限る。)、係長(学芸員の資格を有する者に限る。 ) 及び学芸員

第四条第一項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 皆生小児療育センターの院長、医長、副医長及び医師

第四条第一項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 精神保健センターの所長、課長、医長、副医長及び医師

第四条第一項第六号中「衛生環境部」を「福祉保健部又は生活環境部」に、「医務課」を「医務薬事課」に改める。

第四条第二項各号列記以外の部分中ただし書を削り、同項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 皆生小児療育センターの技幹、主任(技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、診療エトクス線技師、理学療法士、作業療法士、理療師、栄養士及び衛生技師

第四条第二項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号中「、室長」を削り、同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 精神保健センターの技幹、主任(技術吏員に限る。 ) 及び作業療法士

第四条第三項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一

号を加える。

一 皆生小児療育センターの総婦長、技幹、婦長、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士

第四条第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 鳥取療育園の技幹、看護婦及び看護士

七 保健所の技幹、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条第二項中「十五日」を「十二月」に改める。  
第二十一条第一号中「中級」を「短大卒業程度」に改める。

別表第一の二の1の項(一)又は(二)を「(一)から(三)まで」に改め、同項中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業

別表第一の二の2の項(四)中「通信課程(修業年限二年のものに限る。)

又は灯台課程」を「修業年限二年の課程」に改め、同表の二の6の項(二)中「(修業年限二年の通信課程及び灯台課程を除く。)」を「(修業年限一年の課程)」に改める。

別表第三の注第六号(二)中「卒業生」の下に「(学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)」を加え、同号中(四)を(六)とし、同号(二)中「専修科」の下に「(「新高三卒」を入学資格とする修業年限一年のものに限る。)」を加え、同号中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 学校教育法による二年制の短期大学の二年制の専攻科の卒業生(学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

(四) 学校教育法による高等専門学校(専攻科)の卒業生(学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

別表第三の四の二級の項及び三級の項を次のように改める。

二級

一 高等学校等の教諭、養護教諭又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う講師、助教諭、養護助教諭、実習助手若しくは寮母の職務

二 喜多原学園の部長、主任又は教護の職務

三 保育専門学院の部長又は講師の職務

四 看護専門学校の部長、主任又は講師の職務

五 教育委員会事務局の係長、指導主事、社会教育主事、管理主事

又は体育主事の職務

六 教育研修センターの研修主事の職務

七 生涯学習センターの係長又は研修主事の職務

八 図書館の係長又は資料相談員の職務

三級

一 高等学校等の教頭の職務

二 喜多原学園の園長又は困難な業務を処理する部長の職務

三 保育専門学院の困難な業務を処理する部長の職務

四 看護専門学校の困難な業務を処理する部長の職務

五 教育委員会事務局の指導主査、高校教育主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事、社会教育主事、管理主事若しくは体育主事の職務

六 教育研修センターの困難な業務を処理する研修主事の職務

七 生涯学習センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する研修主事の職務

八 図書館の困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する資料相談員の職務

別表第三の四の四級の項第二号中「管理主査」を「高校教育主査」に改める。

別表第三の五の二級の項及び三級の項を次のように改める。

二級

一 中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務

二 幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭の職務

三 教育委員会事務局の係長、指導主事、社会教育主事、管理主事

又は文化財主事の職務

<p>四 教育研修センターの研修主事の職務</p> <p>五 生涯学習センターの係長、社会教育主事又は研修主事の職務</p> <p>六 図書館の係長又は資料相談員の職務</p> <p>七 青年の家又は少年自然の家の係長の職務</p> <p>八 埋蔵文化財センターの係長又は文化財主事の職務</p>	<p>三級</p> <p>一 中学校又は小学校の教頭の職務</p> <p>二 幼稚園の園長又は困難な業務を処理する教頭の職務</p> <p>三 教育委員会事務局の指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事、社会教育主事、管理主事若しくは文化財主事の職務</p> <p>四 教育研修センターの困難な業務を処理する研修主事の職務</p> <p>五 生涯学習センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する社会教育主事若しくは研修主事の職務</p> <p>六 図書館の困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する資料相談員の職務</p> <p>七 青年の家又は少年自然の家の困難な業務を分掌する係の長の職務</p> <p>八 埋蔵文化財センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する文化財主事の職務</p>
--	---

別表第三の五の四級の項第二号中「管理主査」を「義務教育主査」に改める。

別表第三の七の二級の項から四級の項までを次のように改める。

<p>二級</p> <p>一 皆生小児療育センターの医長又は副医長の職務</p> <p>二 病院の医長又は副医長の職務</p> <p>三 精神保健センターの課長、医長又は副医長の職務</p> <p>四 保健所の医長又は副医長の職務</p> <p>五 衛生研究所の科長又は相当高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務</p> <p>六 本庁の医長又は副医長の職務</p>	<p>三級</p> <p>一 皆生小児療育センターの院長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務</p> <p>二 病院の副院長、部長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務</p> <p>三 精神保健センターの所長、困難な業務を所掌する課の長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務</p> <p>四 保健所の所長、課長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務</p> <p>五 衛生研究所の所長、困難な業務を処理する科長又は高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務</p> <p>六 本庁の次長、課長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務</p>	<p>四級</p> <p>一 皆生小児療育センターの困難な業務を処理する院長の職務</p> <p>二 病院の院長又は困難な業務を処理する副院長の職務</p> <p>三 精神保健センターの困難な業務を処理する所長の職務</p> <p>四 規模の大きい保健所の所長の職務</p>
--	--	---

- 五 衛生研究所の困難な業務を処理する所長の職務
- 六 本庁の困難な業務を処理する部長又は次長の職務

別表第三の八の三級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 保健所又は食肉衛生検査所の係長の職務

別表第三の八の四級の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 保健所又は食肉衛生検査所の相当困難な業務を分掌する係の長の職務

別表第三の八の五級の項第二号中「室長」を削る。

別表第三の十中

初級	中級	上級
を		
高校卒業程度	短大卒業程度	大学卒業程度

に改め、同

表の備考2中「上級」を「大学卒業程度」に、「職員採用上級試験」を「職員採用試験(大学卒業程度)」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「職員採用中級試験」を「職員採用試験(短大卒業程度)」に、「初級」を「高校卒業程度」に、「職員採用初級試験」を「職員採用試験(高校卒業程度)」に改める。

別表第三の十一中

試験の規正		
初級	中級	上級
高校卒	短大卒	大学卒
○		
二		
二	○	

三	二・五	○
五	五	五
一〇	八	五
四	四	四
一四	二二	九
二	二	二
一六	一四	一一
二	二	二
一八	一六	二一
二	二	二
二〇	一八	二一
二	二	二
二二	二〇	二七

三	三	三
二五	二三	二〇
を		
試験の規正		
高校卒業程度	大学卒業程度	
高校卒	大学卒	
○	○	
二	二	
二	二	
三	三	

五	五
五	五
一〇	一〇
四	四
一四	一四
二	二
一六	一六
二	二
一八	一八
二	二
二〇	二〇
二	二
二二	二二
三	三

二五  
二五

に改め、同表の備考2中「上級」を「大学卒業程度」に、

「警察官採用上級試験」を「警察官採用試験(大学卒業程度)」に、「

中級」は警察官採用中級試験及びこれに準ずる正規の試験を示し、「初級」を「「高校卒業程度」」に、「警察官採用初級試験」を「警察官採用試験（高校卒業程度）」に改める。

別表第三の十四中

初級	中級	上級
----	----	----

を

高校卒業程度	短大卒業程度	大学卒業程度
--------	--------	--------

に改め、

同表の備考2中「上級」を「大学卒業程度」に、「職員採用上級試験」を「職員採用試験（大学卒業程度）」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「職員採用中級試験」を「職員採用試験（短大卒業程度）」に、「初級」を「高校卒業程度」に、「職員採用初級試験」を「職員採用試験（高校卒業程度）」に改める。

別表第四中

初級	中級	上級
----	----	----

を

高校卒業程度	短大卒業程度	大学卒業程度
--------	--------	--------

に改める。

別表第五中

高校卒業程度	初級	中級	一級二号給
--------	----	----	-------

を

高	大
---	---

に改める。

学卒	大学卒業程度	一級六号給
校卒	高校卒業程度	一級二号給

別表第八中

中級	上級
----	----

を

短大卒業程度	大学卒業程度
--------	--------

に改める。

附則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

職員職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加藤 威

鳥取県人事委員会規則第四号

職員職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の本庁の項中

総務室主任

を削り、















別表第八中		病 院		皆生小児療育センター		副看護部長		婦 長	
婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長
婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長
婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長
婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長	婦 長	副看護部長

削る。

別表第七知事の事務部局の保健所の項五級の欄中

究 員	研 科	研 究 員 長	研 科 所 長	研 究 員 長	所 長	烏取保健所、倉吉保健所、及び米子保健所の所長	所 長	副 院 長	院 長
研 究 員 長	課 長	課 所 長	課 所 長	課 所 長	所 長	烏取保健所、倉吉保健所、及び米子保健所の所長	所 長	副 院 長	院 長

室 長 を

に改める。

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則

婦 長	副看護部長	部 長	部 長	婦 長	副看護部長	部 長	部 長
婦 長	副看護部長	部 長	部 長	婦 長	副看護部長	部 長	部 長

に改める。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健所の項中「室長」を「課長補佐」に改め、同表中

病 院	食肉衛生検査所	係長及び衛生技師	二
	所長		一
病 院	食肉衛生検査所	結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常例とする技師長、衛生技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師	二
		所長	一

病 院	食肉衛生検査所	係長及び衛生技師	二
	所長		一
病 院	食肉衛生検査所	結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常例とする技師長、衛生技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師	二
		所長	一

に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

を

鳥取県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中

課 長	次 長	二種
広 報 室 の 室 長	副 出 納 長	
国 際 室 の 室 長	出 納 局 長	
全 県 公 園 化 ・ 景 観 形 成 推 進 室 の 室 長		
団 体 検 査 室 の 室 長		
専 門 技 術 員 室 の 室 長		
三 種		
検 査 専 門 員		
農 業 構 造 改 善 員		
農 業 技 術 調 整 員		

を

の項中

消防学校	公文書館	
校	次館	館長(人事委員会 が承認したものに 限る。)
長	長	長
三種	三種	二種

課長	次館長
広報室の室長	副出納局長
廃棄物対策室の室長	出納局長
博覧会準備室の室長	大規模活性化プロジェクト推進室の室長
専門技術員室の室長	二種
林業専門技術員室の室長	三種
技術管理室の室長	
高速国道対策室の室長	
検査専門員	
農業技術調整員	

に改め、同表知事の事務部局の地方機関

を

公文書

保育専門学院 院 長 三種	保育専門学院 院 長 三種	消費生活センタ 所 長 三種	鳥取空港管理事務所 所 長 三種	県税事務所 所 長 三種	館長(人事委員会 が承認したものに 限る。) 館長 三種
	県税事務所 所 長 三種	所長(人事委員会 が承認したものに 限る。) 所 長 三種	所長(人事委員会 が承認したものに 限る。) 所 長 三種	館長(人事委員会 が承認したものに 限る。) 館長 三種	所長(人事 が承認した 限る。) 所 長 三種

計量検定所	精神保健センタ		倉吉総合看護専門学校	病院			衛生研究所		食肉衛生検査所
	所長	次所長		次所長	部長(人事委員会が承認したものに 限る。)	副院長	院長	次所長	
三種	三種	二種	三種	三種	二種	一種	三種	二種 又は 一種	三種

を

消防学校	消費生活センタ		衛生研究所	食肉衛生検査所	精神保健センタ			倉吉総合看護専門学校	病院	
	所長	次所長			次所長	部長(人事委員会が承認したものに 限る。)	副院長		院長	次所長
三種	三種	三種	二種 又は 一種	三種	三種	二種	三種	三種	二種	一種

に改め、同表知事の事



務部局の地方機関の地方農林振興局の項中

農業構造改善員

を

室 長 に改め、同表知事の事務部局の地方機関の項中

農業大学校	部次校	部次校
長	長	長
三種	三種	三種

農業大学校

校次部	長	長	長
三種	三種	三種	三種

に、

大山農地開発局	局
中部農業開発事業所	所

長	長
三種	三種

を

大山農地開発局	局
長	長
三種	三種

に、

水産試験場	次場
長	長
三種	三種

を

水産試験場	次場
長	長
三種	三種

場長(人事委員会が承認したものに 限る。)	二種
次場	長
長	長
三種	三種

に、

鳥取空港管理事務所	所	課	所
土木事務所	所	課	所
所長(人事委員会 が承認したものに 限る。)	二種	三種	三種

に改

長	長	長	に会
三種	三種	三種	二種

を

土木事務所	所	課
所長(人事委員会 が承認したものに 限る。)	長	長
二種	三種	三種

め、同表教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局の本庁の項中

全国高校総体推進

室の室長

を 室

長 に、

管理主査(人員  
員会が承認し  
のに限る。)

事委  
たも  
を

義務教育主査(人  
事委員会承認し  
たものに限る。)  
高校教育主査(人  
事委員会承認し  
たものに限る。)

に、

管理主査

を

育機関の項中

義務教育主査  
高校教育主査

生涯学習センタ	少年自然の家	青年の家	博 物 館			図 書 館		
			課 次	館	館長(人事委員会 が承認したものに 限る。)	次	館	館長(人事委員会 が承認したものに 限る。)
			長 長	長		長 長		
三種	三種	三種	三種	二種	一種	三種	二種	一種

に改め、同表教育委員会事務局及び教育機関の教

を

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

博 物 館	少年自然の家	青年の家	図 書 館			生涯学習センタ		
			課 次	館	館長(人事委員会 が承認したものに 限る。)		所	館長(人事委員会 が承認したものに 限る。)
			長 長	長			長	
三種	二種	一種	三種	三種	三種	二種	一種	三種

に改める。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

**鳥取県人事委員会規則第七号**

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の表を次のように改める。

級の区分	職	種
一級	中央病院及び厚生病院の院長	
二級	皆生小児療育センターの院長並びに中央病院及び厚生病院の副院長	
三級	皆生小児療育センターの医長及び副医長並びに中央病院及び厚生病院の部長、医長及び副医長のうち医療職給料表(一)の三級の職務にあるもの	
四級	皆生小児療育センターの医長及び副医長並びに中央病院及び厚生病院の医長及び副医長のうち医療職給料表(一)の二級の職務に	

あるもの

五級  
精神保健センター、保健所及び衛生研究所の所長並びに福祉保健部及び生活環境部の部長及び次長

六級  
皆生小児療育センター、中央病院及び厚生病院の医師及び歯科医師、精神保健センターの課長、医長、副医長及び医師、保健所の課長、医長、副医長、医師及び歯科医師、衛生研究所の科長及び研究員、福祉保健部及び生活環境部の参事並びに健康対策課の課長及び医長

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

**鳥取県人事委員会規則第八号**

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三知事の事務部局の項中「農蚕園芸課」を「農産園芸課」に、

大山農地開 発局	用地等の取得、調査、指導、測量、 監督、検査、工事の施行又は公用自 動車の運転	米子市、西伯 郡及び日野郡 の区域
中部農業開 発事業所	調査、測量、監督、検査、工事の施 行又は公用自動車の運転	倉吉市及び東 伯郡の区域
大山農地開 発局	用地等の取得、調査、指導、測量、 監督、検査、工事の施行又は公用自 動車の運転	米子市、西伯 郡及び日野郡 の区域

改める。

別表第五の第一に次のように加える。

十二 職員が長期間の研修のため国等に派遣されている場合において、旅費以外の経費の支給を受けるため条例に定める旅費を支給する必要があるときには、当該研修に係る旅費の全額を支給しないものとする。

別表第五中第二を第三とし、第一の次に次のように加える。

第二 条例第三十一条第二項の規定を適用する場合の基準

職員が長期間の研修のため国等に派遣される場合（赴任することとなる場合を除く。）において、当該派遣に伴い住所又は居所を移動するときには、当該移動について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二條 削除

第三条第一項中「前条本文」を「条例第二条第一項本文」に改め、同条第二項中「第二条第三項ただし書」を「第二条第二項ただし書」に改める。

第四条中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加藤 威

鳥取県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「全県公園化・景観形成推進室長」を「大規模活性化プロジェクト推進室長」に、「総務課国際室長」を「環境政策課廃棄物対策室長 商工振興課博覧会準備室長 経営指導課専門技術員室長 林務課林業専門技術員室長 管理課技術管理室長 道路課高速国道対策室長」に改め、「総務室長」を削り、同表知事の事務部局の項中

公文書館	館長 次長
消防学校	校長
公文書館	館長 次長
公文書館	館長 次長
県税事務所	所長 次長 総務課長
県税事務所	所長 課長
鳥取空港管理事務所	所長

を に を に を に

保育専門学院	院長 次長
消費生活センター	所長

保育専門学院 院長 次長

食肉衛生検査所	所長 次長
衛生研究所	所長 次長 総務課長
病院	院長 副院長 部長 次長 医長
鳥取看護専門学校	校長
倉吉総合看護専門学校	校長 次長
精神保健センター	所長 次長
計量検定所	所長

を

病院	院長 副院長 部長 次長 医長
鳥取看護専門学校	校長
倉吉総合看護専門学校	校長 次長
精神保健センター	所長 次長
食肉衛生検査所	所長 次長

に

衛生研究所	所長 次長 総務課長
消費生活センター	所長
消防学校	校長
地方農林振興局	局長 課長
地方農林振興局	局長 課長 国営事業推進室長
農業大学校	校長 次長
宮農研修館	館長
農業大学校	校長 次長
農業大学校	校長 次長
大山農地開発局	局長
中部農業開発事業所	所長
大山農地開発局	局長
境港水産物地方卸売市場	場長
土木事務所	所長 課長

を に を に を に を

鳥取空港管理事務所 所長

土木事務所 所長 課長

に改め、

同表教育委員会の事務局等の教育委員会事務局の本庁の項中「管理主査」を「義務教育主査 高校教育主査」に改め、「総務課秘書企画室長 総務課総務室長」を削り、「総務課企画係長 教職員課給与係長 教職員課学務係長 教職員課管理第一係長 教職員課管理第二係長」を「総務課企画調整係長 小中学校課学事係長 小中学校課給与係長 小中学校課管理係長 小中学校課心身障害児教育係長 高等学校課企画係長 高等学校課管理係長」に、「教職員課給与係員」を「小中学校課給与係員」に、「教職員課管理第一係員」を「小中学校課管理係員(人事関係の)」に、「教職員課管理第二係員」を「小中学校課心身障害児教育係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)」 高等学校課企画係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)

高等学校課管理係員(人事関係の)」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

職員(事務)の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加藤 威

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則

職員が休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則(昭和五十六年三月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

六 財団法人自治体国際化協会

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。